

千葉県報

定例
平成27年2月27日

目次

- 病院局管理規程
千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程
告示
- 災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
漁業災害補償法に基づく特定第一号漁業者の規約の設定についての同意の認定
保安林の指定の解除
- 道路区域の変更(七件)
道路の供用開始(四件)
公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要
- 種苗生産事業者の登録
- 公共測量の実施(三件)
- 公共測量の終了(二件)
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)
特定調達公告
- 落札者等の公告
- その他
環境影響評価方法書の作成及び縦覧等

九 八 七 七 七 六 六 六 五 五 三 三 二 一 一

病院局管理規程

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成二十七年二月二十七日

千葉県病院局長 矢島 鉄也

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第七号)の一部を次のように

改正する。

別表第一中バクテリアキセル腹腔内反復投与療法(胃切除後の進行性胃がん(腹膜に転移しているもの、腹腔洗浄細胞診が陽性であるもの又はステージⅡ若しくはⅢであって肉眼型分類が三型(長径が八センチメートル以上のものに限る。))若しくは四型であるものに限る。)に係るものに限る。)の項を削る。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告示

示

千葉県告示第八十七号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。
平成二十七年二月二十七日

法人の名称	千葉県知事 鈴木 栄治
所在地	千葉市美浜区新港二四九番地四千葉県看護会館内

千葉県告示第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。
平成二十七年二月二十七日

指定番号	指定する区域	千葉県知事 鈴木 栄治
産一九	<p>市原市能満字上原太郎二、〇八一番の一部、二、〇八一番二の一部、二、〇八二番、二、〇八三番一の一部及び二、〇八四番並びに字中原太郎二、〇七六番の一部、二、〇七九番二、二、〇七九番三の一部、二、〇七九番四、二、〇七九番一の一部、二、〇七九番三五の一部、二、〇八〇番一八の一部、二、〇八〇番一九の一部、二、〇八〇番九八の一部、二、〇八〇番九九の一部、二、〇八〇番三二</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地</p>

産一〇	一及び二、〇八〇番三四	佐倉市吉見字稲荷山六〇〇番一の一部、六〇一番二の一部、六〇一番三、六〇一番四の一部、六〇一番五の一部、六〇一番六から六〇一番八まで、六〇一番九の一部、六〇二番一の一部、六〇二番二の一部、六〇二番三の一部、六〇二番四の一部、六〇二番五から六〇二番七まで、六〇二番八の一部、六〇二番九の一部、六〇二番一〇の一部、六〇二番一一の一部、六〇二番一二から六〇二番一四まで、六〇二番一七の一部、六〇二番一八の一部、六〇二番一九の一部、六〇二番二四の一部、六〇二番二九の一部及び六〇四番一の一部、字釘貫六二二番一、六二二番二、六二二番三の一部、六二三番一の一部、六二三番二の一部、六二三番三の一部、六二三番四、六二四番二の一部、六二四番三の一部、六二五番二の一部、六二八番一の一部、六二八番二の一部、六二九番、六三〇番一、六三〇番二、六三一番一、六三一番二、六三二番一、六三二番二の一部、六三二番三、六三二番四、六三二番五の一部、六三二番六、六三三番二、六三三番三、六三三番六、六三三番七及び六三三番九から六三三番一一まで並びに字浅間下五三八番一の一部、五三八番二の一部及び五三八番三から五三八番五まで	産一〇	一及び二、〇八〇番三四	産一一	野田市中野台字浅間下五七六番二、五七七番一の一部、五八四番、五八五番、五八六番一の一部及び五八七番一の一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	産一一	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
-----	-------------	--	-----	-------------	-----	---	-------------------	-----	-------------------

産一三	香取市長岡字ヲニサワ台二、四一六番一及び二、四一六番一三一並びに鳩山字ハチコク七三七番一、七三七番二、七三八番一、七三八番二、七四〇番、七四二番、七四四番一及び七四四番二並びに字ハネカワ七三四番四及び一、〇五二番一五	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	産一四	東金市大豆谷字泉谷八二六番の一部、八二七番の一部、八二八番の一部、八二九番の一部及び八三二番一の一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
-----	--	-------------------	-----	--	-------------------

千葉県告示第八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の漁業の種類及び加入区についての特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による規約の設定の義務は、平成二十七年三月十日から発生する。

平成二十七年二月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- その一
漁業の種類 あわびをとる漁業
加入区名称 浜行川加入区
- その二
漁業の種類 あわびをとる漁業